

令和元年 8 月 21 日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道いじめ調査委員会
委員長 間 宮 正 幸

いじめによる重大事態の再調査に係る意見について（回答）

当委員会に意見の求めがあったこのことについては、北海道教育委員会から知事に提出された「調査報告書」の内容を確認した結果、重大事態に係る事実関係等に関し必要な調査報告が行われており、次の観点から再調査の必要性はないものと考えます。

記

- 1 本事案については、当該学校及び北海道教育委員会がいじめと認めるなど事実解明がされていること。
- 2 保護者の「意見書」による再調査要望事項も含め、調査報告書の内容を検証したが、文部科学省による「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の第 10 が示す再調査を行う必要があると考えられる場合に当たらないと認められること。
- 3 北海道教育委員会等では、本事案への対応の中でいじめについて再認識し、次のようないじめ再発防止に向けた対策を取ってきており、いじめ防止に取り組んでいくという意思と具体的な取組への着手を確認できたこと。
 - ① 当該学校を繰り返し訪問し、再発防止に向けた取組の計画や進捗状況を把握するとともに、効果的な取組が行われるよう支援したこと
 - ② 学校いじめ対策組織が中核的な役割を果たすためのポイントやいじめの発見から解消までの対応の流れなどを明示した「北海道いじめ防止基本方針のポイント」を平成 30 年 4 月に作成、各学校等に配付するとともに、各教育局主催の生徒指導研究協議会や学校教育指導において、本資料を用いて周知したこと
 - ③ 平成 30 年 4 月に、「スクールカウンセラーガイドライン」、「スクールソーシャルワーカーガイドライン」及び「ネットトラブル対応マニュアル」を作成し、各学校等に配布したこと
 - ④ 北海道いじめ問題審議会が作成した本事案の調査報告書及び当該報告書をくり返し活用できるよう研修の視点を複数設定した資料を用いて、スクールカウンセラーや指導主事を対象とした協議会や道立学校等において研修を実施すること
 - ⑤ 当該学校において、今回の事案や調査報告書の提言などを踏まえ、いじめ再発防止に向けての取組が相当程度実施されていること